

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和6（2024）年度第4回ゼロカーボンシティ推進協議会		
開催日時	令和6（2024）年12月5日（木）午前10時から正午まで		
開催場所	市役所庁舎6階 601・602 会議室（WEB 会議）		
出席者	みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会 （会長）近藤元博 （副会長）杉山範子 （委員）濱林順、恒川達也、片岡明博、松尾賢作、山田哲也、井口貴視、 福田弘樹、野々山淳教 （オブザーバー）新原修一郎 環境省中部地方環境事務所 長谷川大晃 経済産業省中部経済産業局 天野克則 愛知県西三河県民事務所 （みよし市）岡田経営企画部参事、鈴木生活環境課長、三浦副主幹 （事務局）水谷ゼロカーボン推進室長、福上主任主査、橋本主査、北川主事 （受託会社）デロイトトーマツコンサルティング合同会社 西村崇宏、倉重咲樹、伊藤皆人		
次回開催予定日	令和7（2025）年2月27日（木）		
問合せ先	企画政策課ゼロカーボン推進室 担当者名 福上、橋本、北川 電話番号 0561-76-5002（直通） ファックス番号 0561-76-5021 メールアドレス zerocarbon@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	・ 議事録全文 ・ 議事録要約	要約した理由	
審議経過	<内容> 1 開会 2 議事 （1）計画案（第1章～第5章）の改定内容 （2）「第6章 計画の推進」の改定内容 （3）パブリックコメントの実施 （4）ディスカッション 3 閉会		

《会議録》 1 開会 水谷ゼロカーボン推進室長 岡田経営企画部参事 水谷ゼロカーボン推進室長 近藤会長 2 議事 (1) 計画案（第1章～第5章）の改定内容 福上主任主査 第1章	本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ただ今から「令和6年度第4回みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会」を開催いたします。会議に先立ちまして、岡田経営企画部参事よりご挨拶を申し上げます。 経営企画部参事の岡田でございます。本日は部長が公務多忙で調整がつかず、次長も体調不良で欠席しておりますのでご容赦ください。 令和6年度第4回みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。第3回みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会におきまして、皆様からいただきましたご意見を受けて第3章及び第4章における記載方法や施策について見直し、計画全体についても検討を重ねてまいりました。本日は計画案全体の改定内容及びパブリックコメントの実施について説明をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、実りある会議になりますよう、それぞれの立場からぜひ活発なご意見をいただきたいと思います。と存じます。 議事の進行につきましては、みよし市ゼロカーボンシティ推進協議会運営要綱第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となりますので、近藤会長に議事の取り回しをお願いしたいと存じます。 皆さま、おはようございます。今回は第4回の協議会です。今回の議論を踏まえましてパブリックコメントに出してまいりますので、本日も活発なご意見をお願いします。 それでは議事に入ります前に、本日の会議でございますが、委員の半数以上の方が出席していますので、有効に会議が開催されていることを報告します。 それでは早速議題に入っていきたいと思います。本日は1から4の議題がございます。まず、議事の1、計画案第1章から第5章の改定内容から、議事の3、パブリックコメントの実施まで事務局からご報告いただきまして、その後、議事4、ディスカッションに入りたいと思います。それでは事務局の方からご説明をお願いいたします。 まずは表紙ですが、本計画の名称は「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」です。令和3年3月に策定した「みよし市地球温暖化対策実行計画」の後期計画として策定をいたします。計画期間は令和7年度から令和12年度までとしております。本計画は、パブリックコメント、第5回協議会の討議、答申を経て、令和7年3月に策定を行う予定としております。 では、第1章から順に説明をさせていただきます。まず、第1章「計画策定にあたって」をご覧ください。 第1章では主に「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」の策定の趣旨、目的、背景について記載をしております。 (1) 計画策定の背景では、本計画の導入趣旨となる世界的な動向、例えばパリ協定、また、2030年度において2013年度比で温室効果ガスを46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦をするという国の目標についても記載しています。温室効果ガスの削減だけではなく、気候変動の影響への適応も行う国の動向についても記載しています。
--	--

第2章	また、令和4年12月に改定された「愛知地球温暖化防止戦略2030」や、中部圏における水素・アンモニアの利活用を推進するために設立された「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」など、愛知県の動向にも言及しています。 こうした背景を踏まえ、本市においても現在進行する地球温暖化に対応するため、地球温暖化対策に関する取組を市民、事業者、市が一体となり、総合的かつ計画的に推進していく必要があります。2050年カーボンニュートラルを見据えたゼロカーボンシティの推進を着実に進めるために、本計画を策定します。 7ページをご覧ください。冒頭に説明したとおり、本計画は令和3年3月に策定した「みよし市地球温暖化対策実行計画」の後期計画として策定、改定を行い、前期計画を4年間、後期計画を6年間とした計10年間で計画期間としています。 10ページ、11ページをご覧ください。こちらのページには、本市のこれまでの取組について記載しています。令和元年12月に表明したゼロカーボンシティ宣言を皮切りに、世界首長誓約への署名、市民病院や市内小中学校などの主要公共施設へのカーボン・オフセット都市ガスの供給、また、本市が継続して実施している補助金の取組などを記載しています。 12ページには、補助金の取組に関する実績を表しています。以上が第1章となります。 続いて第2章について説明いたします。第2章は14ページからです。第2章では、市域全体の温室効果ガス排出を対象範囲とした区域策定における排出状況、いわゆるファクトを記載しています。 18ページをご覧ください。温室効果ガス排出量は環境省のマニュアルに従い、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野の5部門・分野で分別されています。部門ごとの温室効果ガスの排出量はグラフのとおりであり、本市の特徴としては全体の約70%が産業部門からの排出が占めていると言えます。 これまでに特定事業所排出者の温室効果ガス削減の取組を中心として、本市における温室効果ガスが削減されてきましたが、今後は特定事業所排出者に加えて、中小企業者などのその他事業者も含めた双方のゼロカーボン化に向けた取組を推進することが重要となります。 20ページ以降は各部門・分野別の温室効果ガス排出量の推移を記載しています。こちらのページでは部門・分野別の温室効果ガス排出量の内訳を記載しています。 26ページをご覧ください。産業部門のうち、本市で盛んな機械製造業の温室効果ガスの内訳は、電力の使用によるものが75%と大きく、残りは工場の熱源設備などを動かすために必要なガスや重油、コークスといった石炭石油製品の使用による排出となっています。また、業務その他部門及び家庭部門においても、産業部門と同様に電力の使用による排出割合が70%以上と大半を占めています。
------------	--

第3章	一方、運輸部門ではすべてガソリンや軽油といった石炭石油製品の使用により温室効果ガスが排出されています。このようにエネルギーの使用状況は部門ごとに異なるため、部門の特性に応じた温室効果ガス削減に取り組む必要があります。 28 ページをご覧ください。こちらには本市における再生可能エネルギー導入状況を示しています。本市の特徴として、導入する再生可能エネルギーのすべてが太陽光発電となっていることが分かります。 29 ページをご覧ください。こちらの 29 ページ以降は、第2次みよし市環境基本計画策定時に実施された市民アンケートの結果を記載しており、環境に関する市民や事業者の意識を示しています。 次に、第3章「温室効果ガス排出状況（事務事業編）」について説明いたします。ページ数は 37 ページからです。 第3章では、市の事務事業を対象とした温室効果ガス排出状況を記載しています。 38 ページをご覧ください。本計画では、前期計画において対象としていた範囲を見直し、小規模な施設、街路灯、電光掲示板などを含むすべての施設、設備及び公用車など、市が実施する事務事業全体を対象範囲としています。 温室効果ガスの算定に当たっては、環境省のマニュアルに従い、電気や燃料などのエネルギーの使用やその他の事務活動量に二酸化炭素排出係数を乗じて算出しています。最新年度である令和5年度における排出量は 4,543t-CO₂ となっており、基準年度である 2013 年度の 5,983t-CO₂ から削減されています。 これは、基準年度から現在までに公共施設の新設や小中学校への空調機器導入など、温室効果ガスが増加する活動が増えてきたにもかかわらず、排出係数の小さい電力を使用することで、基準年度と比較し約 24%の削減を達成しています。 このほか、現在主要な公共施設へカーボン・オフセット都市ガスを供給しており、これを加味した実質の温室効果ガス排出量は 2,686t-CO₂ となっています。 グラフ上で「基礎排出量」及び「調整後排出量」と記載があることについては、次の 39 ページのコラムで説明しています。 39 ページですが、先に温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出量の計算について説明いたしました。こちらの算出については、活動量と排出係数を用いて算出します。現在、主に電気の使用による二酸化炭素を算出する際には、基礎排出係数と調整後排出係数の2種類が存在します。純粹に二酸化炭素排出量を算定する基礎排出係数と比べて、調整後排出係数は電力会社等の再生可能エネルギー活用の取組が反映される係数となります。 本計画における排出量の削減には、実態に即するように調整後排出係数を用いた排出量を参照します。ただし、基礎排出係数についても実際の省エネの取組が反映されるように併記して表示します。 41 ページをご覧ください。本市における温室効果ガス排出が多い施設をこちらで並べており、また下の表では温室効果ガス排出量の増減について基準年度と比較しています。
------------	---

第 4 章	42 ページですが、温室効果ガスの削減については、先ほどご覧いただいたとおりです。温室効果ガスの削減に貢献するのは電力の排出係数によるものということの説明しましたが、実際の削減効果についても触れております。 この表では、基準年度と令和 5 年度における電力や都市ガスの 1 m²あたりの使用量、いわゆる原単位について比較しています。市民病院や市役所庁舎については、業務量や市民サービスの増加に伴い電力使用が増加していますが、大幅な増加とならないように日々の省エネ活動で抑えています。 また、市内小中学校や三好公園総合体育館においては、気候変動の適応に伴い、熱中症対策として空調機器を導入した結果、都市ガスが大幅に増加しています。今後は気候変動の緩和だけでなく、適応策にも積極的に取り組む必要があります。高性能な空調機器の活用や最適な制御、空調機器の電力を再生可能エネルギーで代替するなど、緩和策と適応策を両立させるための取組を実施してまいります。 43 ページには、取組のピックアップとして、本市が事務事業編において取り組んでいる事例を紹介しています。 ここからは第 4 章「計画の目標と施策展開」について説明いたします。ページは 45 ページからです。 第 4 章では、区域施策編と事務事業編における目標及び具体的な施策を記載しています。また、後期計画で新たに追加した項目として、水素などのクリーンなエネルギーを活用する方向性を定める「みよし市水素利活用ビジョン」も記載しています。 46 ページをご覧ください。本計画の上位計画である「第 2 次みよし市環境基本計画」における、将来像の実現を目指すために、自然共生、資源循環と並列で脱炭素も重要分野の一つとして位置づけています。 また、脱炭素は温室効果ガスの削減だけでなく、以前から取り組んでいる自然共生及び資源循環と調和を図りながら実施することが重要であるとしています。 47 ページをご覧ください。本計画が目指すまちの姿として、本市の人口動態や産業構造などの地域特性を踏まえ、「豊かな住環境と産業が調和した環境にやさしいまち」を目指します。本市はこれまでに、市民や事業者のニーズに応え、活気溢れる都市を目指して様々なまちづくりの取組を行い、住みやすいと評価されるまちへ成長してきました。 しかしながら、暮らしに豊かさを与える多くの活動においては、化石燃料が大量に使用されることで温室効果ガスが多く排出され、地球温暖化の進行が懸念される事態となっています。こうした中、市民、事業者、市は日頃からエネルギー問題への意識を高く持ち、それぞれが主体となって地球温暖化対策を推進し、市外の自治体や地域と広域に連携して利益を生み出す関係性の構築も目指してまいります。 48 ページをご覧ください。こちらには温室効果ガス削減の目標が記載されています。前段には国の目標が記載されており、国は令和 2 年 10 月に 2050 年までに
--------------	---

温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

また、令和3年4月に2030年度において2013年度比で温室効果ガスを46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けると表明し、同年10月に地球温暖化対策計画を改定しています。

こうした国などの動向を踏まえ、区域施策編における削減目標は、2050年までのゼロカーボンシティ実現を見据えて、2030年度には2013年度比で温室効果ガスを50%以上削減することとしました。事務事業編における削減目標は、2030年度において2013年度比で51%以上の削減としました。

区域施策編においては、本市の地域特性に応じた様々な施策を展開するとともに、施策ごとに設定した成果指標と取組指標、温室効果ガス削減量を照合することで、着実な削減目標の実現に向けた管理を行ってまいります。

また、事務事業編においては、既に取り組を始めている温室効果ガス排出量の可視化、管理に加え、特に温室効果ガス排出量の多い公共施設を中心に、カーボンニュートラル実現までに必要な取組について費用対効果などを表したロードマップを策定します。省エネの推進、再生可能エネルギー由来の電力の導入、新技術の活用を積極的に取り入れながら、削減目標の実現を目指します。

現在、国では新たな削減目標の調整に入っているという報道があり、2035年度に2013年度比で温室効果ガスを60%削減するという目標が示される可能性があります。

50ページをご覧ください。区域施策編における削減目標について、部門分野ごとの温室効果ガス排出量の実績及び将来的な目標排出量をグラフと表で示しています。基準年度である2013年度において、地域全体の温室効果ガス排出量は1,067千t-CO₂となっており、統計情報で確認できます。最新年度の2021年度においては819千t-CO₂となっています。

区域施策編の削減目標は、2030年度に基準年度比で50%以上の温室効果ガス削減となるため、2021年度から286千t-CO₂の二酸化炭素を削減し、533千t-CO₂とすることを目指しています。このページのグラフ及び表においては、各部門・分野における排出量の内訳を記載し、それぞれの部門・分野の削減目標も掲げています。各部門・分野における市民や事業者による省エネの行動変容、再生可能エネルギーの導入などを支援し、目標達成に向けた取組を推進してまいります。

計画目標年度の棒グラフには、2050年度に向けた削減の推移を表していますが、本市の2035年度の温室効果ガス排出量については、先ほど申し上げた国の2035年度に基準年度比で温室効果ガスを60%削減する目標と整合が取れています。

51ページをご覧ください。こちらには再生可能エネルギー導入量の目標を記載しています。再生可能エネルギーとは、自然界に存在する持続可能で温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、再エネの導入・利活用はゼロカーボンシティ実現に向けた重要な取組であると考えています。

本市における導入可能な再生可能エネルギーは、ほぼ 100%が太陽光発電であり、実質的に可能とされる導入量は 233MW と算定されています。既に家庭などで太陽光発電を導入するなどの一定の取組は行われていますが、本市が掲げる削減目標を実現するためには、これまで以上に太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー導入を推進する必要があります。

そこで基準年度である 2013 年度と比較して、2030 年度に追加導入する太陽光発電を 32MW、そして既存の太陽光発電を 12MW とし、合計 44MW の再生可能エネルギーを導入することを目指します。

また、将来的には再生可能エネルギー導入量を増やしていき、2050 年度にはごみ発電 1 MW を加えた合計 163MW の再生可能エネルギーの導入を目指してまいります。

52 ページをご覧ください。下の表は国や民間事業者などの脱炭素に関する目標を参考にし、各部門における必要な再生可能エネルギー導入量の目安を表しています。導入に当たっては、本市の地域特性を考慮して屋根置き太陽光発電が中心となっていますが、例えば大規模な土地開発を伴わない、ため池を活用した水上太陽光発電についても追加導入量として算定しています。

53 ページをご覧ください。太陽光発電設備を中心とした再生可能エネルギー導入を進めるに当たって発生する課題について、その対策方針を検討しました。

検討に当たっては、政治、経済、社会、技術に分類し、それぞれの課題に対する対策方針を記載しています。このセクションにおいては主に再生可能エネルギーの導入について言及していますが、下の最終段落においては、省エネの重要性についてもしっかりと触れています。

導入可能とされている再生可能エネルギー全量でも、総電力量をすべて賄うことはできません。省エネによる消費電力の抑制や、蓄電池などを活用した無駄のない電力消費といった取組が重要です。

54 ページをご覧ください。区域施策編における具体的な施策について説明いたします。区域施策編においては、本市の特性を踏まえ、実行性のある取組を行うことを目的に、3つの柱を主軸として7つの施策を推進します。

3つの柱は、省エネ、再エネ、新技術です。まずは普段の生活から気軽に取り組むことができる省エネ行動から始め、再エネを増やして地産地消を行った上で、省エネ・再エネを飛躍的に向上させる技術などの新技術の積極的な活用を推進します。

これら省エネ、再エネ、新技術を基本として、次の7つの施策を推進します。

- ①住宅・事業所のゼロカーボン化
- ②産業のゼロカーボン化
- ③自動車のゼロカーボン化
- ④再生可能エネルギーの利活用拡大
- ⑤水素の利活用拡大

⑥事業者へのゼロカーボン化普及・啓発
⑦市民へのゼロカーボン化普及・啓発
施策の具体的な内容はこの後、個々に説明させていただきます。

55 ページをご覧ください。

7つの施策展開に当たっては、各施策における脱炭素効果を相乗的に高めるために、互いの施策を連携して実行することが重要となります。取組を実行する上で、市だけでなく事業者、市民の協力も必要なことから、脱炭素化に関する普及啓発の取組も重要な施策であると位置付け、下の図のように連携して各施策を実行してまいります。

それでは、各施策について説明させていただきます。

56 ページをご覧ください。施策①の住宅・事業所のゼロカーボン化について説明いたします。施策①では、住宅・事業所のゼロカーボン化を目指し、新築や既存建物の ZEH 化・ZEB 化を推進し、省エネ・再エネ設備の積極的な導入や建物の断熱性を高める取組を実施します。56 ページでは、事業イメージと取組スケジュールを記載しています。

57 ページをご覧ください。施策①における取組内容について説明いたします。施策①の取組では、まず高性能省エネ機器の導入や既存建物の ZEB 化の推進を行い、省エネ・再エネ設備の導入を促進するための積極的な投資や融資が行える環境整備を行ってまいります。

取組指標としては、ZEH の補助件数、断熱改修の補助件数を掲げ、戸建ての 1 割程度を目指します。また、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）の補助件数、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の補助件数及び公共施設の ZEB の件数も取組指標として掲げています。

また、本市はより断熱性能が高い ZEH に対する上乗せ補助も検討しており、住宅の ZEH 化に向けて取組を推進してまいります。

58 ページをご覧ください。市民・事業者・市の行動指針を記載しています。市民は、省エネ性能が高い機器や省エネ性能を高める設備を積極的に導入し、新築や既存住宅に対しては、ZEH または ZEH 水準を選択することとします。

事業者においても、市民と同様に取り組んでいただき、さらには ZEH や ZEB の新築・改築をするために必要な技術開発や資金の融資などの積極的な取組を行ってまいります。

また、市においては、自らが省エネ設備や ZEB の導入を率先的に行い、市民や事業者の行動が促進されるよう支援を進めてまいります。

60 ページをご覧ください。施策②の取組内容は産業のゼロカーボン化とし、先進的な事業者と中小企業者を取組条件に応じて分別しました。先進的な事業者については、さらなる脱炭素化を図る目的で積極的に先進的な技術を取り入れるとともに、取組事例を他業種などに展開することで、市全体のゼロカーボン化を推

進めます。具体的な脱炭素の取組を進めていただき、省エネ・再エネ設備を導入することで、安定した経営基盤を構築していただくこととしています。

中長期的な取組として、広域におけるエネルギーマネジメントの実施検討など、将来的に実装が期待される実証支援や連携を積極的に行うこととします。取組指標としては、脱炭素プラットフォームによる伴走支援の活用を設定しました。現在、次年度から開始ができるように準備を進めておりますが、2030年度の削減目標に向けて支援の範囲を広げていくことを検討しております。

61 ページをご覧ください。施策②の行動指針について説明いたします。事業者は市や事業者間で連携しながら、脱炭素、低炭素燃料への転換、資源循環などの取組を積極的に推進することとします。また、これから取組を始める事業者に対しても支援を行い、全体としての脱炭素化を目指します。

また、まだ取組を始めていない事業者については、脱炭素プラットフォームを活用して事業者の脱炭素化に向けた取組の第一歩を踏み出すこととします。市は事業者間の連携が円滑に行えるように環境の整備を進めます。また、事業者における脱炭素化取組の課題を収集分析するとともに、脱炭素プラットフォームを活用して事業者の脱炭素化に向けた伴走支援を実施してまいります。

62 ページをご覧ください。施策③自動車のゼロカーボン化について説明いたします。施策③では、走行時において温室効果ガスの排出が少ない電気自動車

(EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) などの次世代自動車の導入を推進します。また、次世代自動車を活用するために必要な充電設備や水素ステーションなどのインフラ整備を進めます。事業イメージ及びスケジュールはご覧のとおりとなっております。

63 ページをご覧ください。施策③の取組内容について説明いたします。取組内容の一つとして、乗用車及び貨物車の次世代自動車化並びにインフラの整備を掲げています。本市では、乗用車だけでなく、貨物車のゼロカーボン化にも力を入れることとし、快適に使用できるよう、インフラ整備も推進していくこととします。

また、公共交通車両や公用車の次世代自動車化を図り、自動車のゼロカーボン化を推進してまいります。取組指標として、次世代自動車 (EV、PHV、FCV) 及び事業用の充電設備の補助件数を設定しており、公用車の次世代自動車の割合も指標として掲げています。

次世代自動車の補助件数については、事前の資料において協議中とさせていただいておりましたが、46%の削減については704台、50%については904台とさせていただきました。こちらの台数には、現在実施検討中の貨物自動車の補助件数も含んでおりますので、ご了承ください。と思います。

64 ページをご覧ください。市民・事業者・市の行動指針を掲げています。市民は乗用車の次世代自動車化を積極的に行うとともに、自動車から住宅への給電が可能となる設備の導入も進めていきます。

事業者については、走行距離や作業内容など事業特性に応じた次世代自動車を導入し、事業所への充電設備の設置や、水素ステーションの設置を推進することとします。

市は、市民や事業者における次世代自動車導入に対する補助支援を継続し、必要なインフラ整備の促進を実施します。また、地域コミュニティバスなどの公共交通車両や公用車についても、積極的に次世代自動車への移行を進めていきます。

65 ページをご覧ください。施策④の再生可能エネルギーの利活用拡大について説明いたします。施策④では、主な再生可能エネルギー源である太陽光を最大限活用するため、建物の屋根のほか、農地やため池などの土地を有効活用するなど、多様な形態での太陽光発電設備の導入を推進します。

また、創出された電力を蓄えることができる蓄電池の導入を推進し、市内や近隣地域で発電された再生可能エネルギーの循環が可能となる仕組みづくりを進めます。事業イメージ及びスケジュールはご覧のとおりとなっております。

66 ページをご覧ください。施策④の取組内容について説明いたします。取組内容の一つとして、太陽光発電設備及び蓄電池の導入支援を掲げています。太陽光発電設備と蓄電池が導入しやすい環境づくりを行い、導入を推進していきます。

また、導入した再生可能エネルギーは地産地消することとし、余剰電力を地域内で循環させる仕組みづくりを行います。その他、営農型太陽光発電や土地の有効活用による太陽光発電の推進も図ってまいります。

67 ページをご覧ください。取組指標として、住宅用太陽光発電システムの補助件数を設定いたしました。こちらは現在の取組を推進し、2030 年度までに戸建ての約 4 割に相当する発電容量を補助してまいります。

そのほか、家庭用蓄電システムの補助や、現在実施しております共同購入事業による太陽光発電・蓄電池の導入件数なども指標として設定し、また熱利用を促進するために、現在実施しております太陽熱利用補助件数も設定しております。

市民・事業者・市の行動指針について説明いたします。市民は、太陽光発電を導入するとともに、蓄電池を活用して電力を余らすことなく効率よく再生可能エネルギーを自家消費します。また、太陽光発電だけでなく、熱の利用も検討することとします。電力の契約を行う際には、近隣地域で作られた再生可能エネルギー由来の電力メニューを積極的に選択することとします。

事業者は、PPA モデルを活用するなどして太陽光発電設備を導入し、再生可能エネルギーの地産地消を進めていきます。

市は、補助金の交付や共同購入事業の実施など、市民や事業者が太陽光発電設備や蓄電池などを導入しやすい仕組みづくりを行ってまいります。また、再生可能エネルギーの地産地消を目的とした地域新電力の設立を検討するなど、地域でエネルギーを循環させる仕組みづくりを行ってまいります。

続きまして、施策⑤の水素の利活用拡大について説明いたします。ページは 70 ページになります。施策⑤では、製造業を中心とした産業部門や運輸部門から多くの温室効果ガスが排出される本市において、電化に移行することができない分野の化石燃料を代替燃料として、使用時に温室効果ガスを排出しない水素をはじめとするクリーンな燃料の利活用を推進してまいります。

71 ページをご覧ください。取組内容について説明いたします。取組内容の一つとして、水素などの利活用に向けたビジョンや事業モデルの形成を図ってまいります。また、事業者や他自治体との連携による水素利活用に向けた実証を推進し、水素などを快適に使用することができるインフラ整備を進めます。

その後、工場などで使用する燃料について、水素をはじめとするクリーンな燃料への燃料転換や、水素を利用しやすい環境づくりを行ってまいります。さらに、事業者だけでなく、市民においても日頃の暮らしの中で水素の利活用を推進していきます。

事前に送付しました資料では補助件数について、46%で 55 台、50%で 64 台としておりましたが、燃料電池自動車トラックへの補助件数も含んだかたちで、46%で 71 台、50%削減で 91 台と修正させていただいております。

72 ページをご覧ください。市民・事業者・市の行動指針を説明いたします。市民はエネファームや燃料電池自動車を積極的に導入することとします。事業者は、化石燃料から水素などのクリーンな燃料への転換を進めます。また、水素技術を事業戦略に組み込み、サプライチェーン全体の水素社会実装に向けて、水素利活用やインフラ整備の実証に積極的に参加することとします。

市は、水素をはじめとするクリーンな燃料を使用する技術の社会実装に向けて、みよし市水素利活用ビジョンを策定し、水素などの利活用に関する方針を定めます。また、水素利活用を促進するための補助支援や、市自らが水素需要を高める取組を進めてまいります。

施策⑥をご覧ください。73 ページになります。施策⑥事業者へのゼロカーボン化普及・啓発について説明いたします。こちらは、脱炭素に向けて取組が進みづらい中小企業者や小規模事業所の経営者などを中心に、事業者が脱炭素に向けた取組の第一歩を踏み出せるように、省エネ実践セミナーの開催や脱炭素に関する相談窓口の構築を行うなど、事業者の意識醸成を図ってまいります。

74 ページをご覧ください。取組内容として、脱炭素プラットフォームの構築及び活用を行ってまいります。取組指標としては、脱炭素プラットフォームの相談事業者数及び事業者向け脱炭素関連セミナーの参加事業者数としています。

75 ページをご覧ください。こちらは事業者と市の行動指針ですが、事業者は脱炭素化に向けた取組のきっかけづくりとして、脱炭素プラットフォームを活用し、取組の第一歩を踏み出すとともに、課題解決を図りながらさらなる脱炭素化への取組を加速させます。

市は、中小企業者や小規模事業所の経営者などを中心に、各種ソリューション提供者と連携を行い、相談者の脱炭素に関する取組状況に応じたトータルパッケ

ージの支援体制とした脱炭素プラットフォームの構築運営を行ってまいります。
なお、こちらのプラットフォームにおきましては、取組開始から一定の目標達成までの間、事業者を伴走型で支援する体制を今後構築していく予定でございます。

77 ページをご覧ください。施策⑦市民へのゼロカーボン化普及・啓発について説明いたします。施策⑦では、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組について、日頃の生活から意識していただくために、小中学生を対象とした環境教育や広報誌、SNS などを活用して情報発信を行い、市民の省エネ行動推進や環境意識の向上を図ってまいります。

78 ページをご覧ください。取組内容について説明いたします。取組の一つとして、学校における環境教育の実施を行います。この環境学習では、座学だけでなく、体験型の学習の機会を増やしてまいります。また、その他の取組として、市民の省エネ行動促進や環境意識の向上を図ってまいります。取組指標としては、各種アンケート項目の回答割合などを設定させていただきました。

79 ページをご覧ください。こちらは行動指針です。市民は、地球温暖化防止に関する学習を行うことで環境意識を高め、日頃の暮らしの中で省エネ活動を実践します。事業者は、市や地域と連携をしながら、市民向けの環境教育講座などを開催することとします。

市は、広報誌や SNS などの多様な媒体でゼロカーボンシティ推進に関する取組を積極的に発信し、市民の意識醸成を図ってまいります。また、市民が自発的にゼロカーボンシティ推進に関する取組を行えるようなインセンティブを付与した仕組みづくりも検討してまいります。

81 ページをご覧ください。これまでに説明しました施策①から⑦を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減量を示しております。施策①から⑦までの取組推進により、2030 年度までに 350 千 t-CO₂、2050 年度までに 908 千 t-CO₂ の CO₂ が削減できると見込んでおります。

82 ページですが、先ほど説明した施策①から⑦までの取組推進により、2030 年度と 2050 年度の削減目標に対して実現を図ってまいります。

ここからは、事務事業編について説明をさせていただきます。事務事業編における温室効果ガスの削減目標・削減量の達成に向けては、区域施策編と同様に、省エネ・再エネ・新技術の 3 つを柱として取組を実施し、削減目標の達成を目指してまいります。

事務事業編における取組方針として、まず省エネでは公共施設の ZEB 化、再エネでは再生可能エネルギー由来の電力への切替、新技術ではペロブスカイト太陽電池の活用などを示しております。

84 ページをご覧ください。省エネについてまずは説明いたします。1 つ目として掲げた新設公共施設の ZEB 化について説明いたします。現在建築中の地域住民の交流の場や市民活動の新たな拠点となる施設である「(仮称) みなよし地区拠点

施設」では、バスケットコート2面分の体育施設を併設した Nearly ZEB として、全国で初めての取組を行った建物となります。

こちらの施設の ZEB 化は、本市における公共施設の ZEB 化の第1弾であり、今後建設する公共施設には ZEB 化を積極的に導入し、他の自治体や民間企業にとっても模範となることを目指してまいります。

85 ページをご覧ください。全公共施設の LED 化についてです。こちらは令和7年度に改定予定のみよし市公共施設等総合管理計画と整合を図りながら、公共施設の LED 化を進めてまいります。

86 ページをご覧ください。施設の改修計画に合わせた高効率機器の導入などによる運用改善について説明いたします。本市の公共施設のうち、温室効果ガスの排出量が特に大きいみよし市民病院など3施設のカーボンニュートラル実現に向けた調査を実施してまいります。

この調査の結果により、脱炭素に向けたロードマップを作成し、こちらの事業をモデルケースとして、その他の公共施設の脱炭素化を推進していきます。早ければ次年度からこの調査を行う予定でございます。

87 ページをご覧ください。柱の一つである再エネについて説明いたします。まず、再生可能エネルギー由来の電力への切替について説明いたします。温室効果ガスの排出量が多い市民病院、市役所庁舎、学校給食センター及び小中学校においては、2030 年度までに優先的に再エネ由来の電力へ切り替えていきます。

切替の優先順位としては、オンサイト供給（施設内の太陽光発電システムの導入）、オフサイト供給（敷地外の太陽光発電システムの導入）、そして外部調達（再エネの電力メニューの切替、環境価値の購入）とします。検討時点において最適な方法を選択するものとします。

次に、施設の特성에応じた蓄電池の導入について説明いたします。蓄電池は太陽光発電システムの効果を高めることが期待されており、災害時には非常用電源として使用することが可能です。避難所に指定された施設など、施設の特性に応じて蓄電池の導入を進めてまいります。

89 ページをご覧ください。柱の一つである新技術について説明をします。1つ目として、ペロブスカイト太陽電池について説明いたします。ペロブスカイト太陽電池は低コストで軽量・柔軟という利点があり、現在太陽光発電が設置できない施設に対しても新技術を活用して取組を推進してまいります。

90 ページをご覧ください。2つ目として、公用車の次世代自動車化について説明いたします。本市における公用車の次世代自動車化は、基準年度と比べて直近では約33%と増えておりますが、2030 年度に向けてその割合を70%まで引き上げるよう取組を進めていきたいと考えております。

3つ目である、水素や合成メタンなどの次世代熱エネルギーへの転換について説明いたします。事務事業編においても、電化が難しいガスなどの熱利用については、現在のカーボン・オフセット都市ガスの導入を引き続き実施するとともに

に、水素サプライチェーン構築を目指す市の責務として積極的に水素や合成メタンなどの次世代熱エネルギーを取り入れてまいります。

91 ページになります。ここからは、みよし市水素利活用ビジョンについて説明をさせていただきます。先ほど、区域施策編と事務事業編において、省エネ・再エネ・新技術を柱とした施策の推進をするという話をしましたが、現在、社会実装されている太陽光発電などの技術だけではカーボンニュートラルが実現できない分野・領域が存在します。

こうした課題を解決し、水素をはじめとするクリーンなエネルギーを安全・安心で快適に使用することができる社会を構築するために、みよし市水素利活用ビジョンを定めます。

92 ページをご覧ください。ここでは、水素等の定義や低炭素水素等について説明をしております。本ビジョンでは、生成過程において二酸化炭素排出が少ない低炭素水素の社会実装に向けた需要の拡大及びインフラ整備に向けた方向性を示しております。

93 ページをご覧ください。水素の利活用推進に当たっては、水素の需要が十分にあることに加え、その需要を満たす供給がしっかり確保されていることが必要であり、また、水素の大量製造や大量輸送を可能とする体制、すなわち「つくる」「ためる・はこぶ」「つかう」といったサプライチェーンを構築することが重要であると考えております。

1 つ目の「水素をつくる」についてですが、現在全国で使用される水素の多くは化石燃料を使用して生成された水素となっており、製造工程において二酸化炭素が発生することがあります。

96 ページをご覧ください。ここでは水素の利用用途について説明しております。様々な用途で利用できる水素ですが、現段階においては既存の原料燃料と比較して価格が高い状況にあります。現在、国では水素の製造や輸送にかかるコストに対して助成金の交付を行うなど、価格差支援の取組も始まっており、今後このような課題解決を図って、より快適に利用することができるようになることが期待されております。

97 ページをご覧ください。これまでは一般的な水素利活用の説明をしておりますが、こちらでは中部圏におけるサプライチェーン構築について説明しております。中部圏では港湾エリアに大規模な火力発電所や製油所、製鉄所、石油化学工場が立地しており、またコンビナートの形成もあり、船舶によって港湾に輸送された水素やアンモニアを利用しやすい環境が整っています。

また、港湾エリアの背後地域には自動車、工作機械、航空宇宙などの製造業が集積しております。このような地域特性を活かし、中部圏において水素サプライチェーンの構築を進めることが重要です。こうした中部圏の特徴を捉えて、愛知県が事務局を担う中部圏水素アンモニア社会実装推進会議において、カーボンニュートラルの実現と経済成長を両立すべく、水素アンモニアの社会実装を目指していきます。

98 ページをご覧ください。中部圏における水素サプライチェーンの方針について説明いたします。中部圏は先ほど申し上げたとおり、多様な産業が広域に集積していることから、広域にわたる水素供給網の構築が必要になってきます。

また、安価で安定的な水素供給を実現するために、水素の製造受入拠点からの距離や水素需要量に応じて、その需要地に最適な供給方法を検討する必要があります。

中部圏水素アンモニア社会実装推進会議が策定した中部圏水素アンモニアサプライチェーンビジョンでは、水素の活用分野は水素関連技術の発展に伴って段階的に拡大していくことが想定され、それに応じたインフラ整備も段階的に進めていくとしています。

具体的には下の図で示すとおり、ステージ1でロールモデルを構築し、ステージ2では構築したサプライチェーンを拡大していくというふうにしております。

99 ページをご覧ください。中部圏における水素事業について説明いたします。中部圏の水素需要目標については、2030年に年間23万トン、2050年に年間200万トンの水素需要量としております。

100 ページをご覧ください。中部圏における調達供給方法について説明いたします。先ほどの中部圏のビジョンの方針におけるステージ1では、国内水素を中心に、まずは2020年代後半に小規模での供給開始を目指し、また、低炭素水素認証制度の認定プロジェクトの推進や新たなプロジェクトの発掘などにより、低炭素水素の拡大を図るとしています。

現在中部圏で公表されている水素製造計画は、下の表のとおり、廃プラスチック由来の水素の製造及び天然ガス由来の水素の製造となっております。

101 ページをご覧ください。今までは国の動きや中部圏の動きについて説明をさせていただきました。ここからは、本市における水素利活用ビジョンについて説明いたします。これまでの背景を踏まえ、本市における具体的な取組を説明いたします。

本市の現状としては、温室効果ガス排出割合は全国平均と比べて産業部門の割合が大きく、産業部門と運輸部門を合算すると全体の82%を占めることとなり、大きな水素需要を見込むことができます。しかしながら、水素の販売価格やインフラ整備といった課題によって、水素の社会実装の推進が滞ることが懸念されています。

このような中、本市は令和6年2月に中部圏水素アンモニア社会実装推進会議へ加盟し、水素社会実装のための取組を一層進めていくこととしました。

102 ページをご覧ください。本市における水素利活用に向けた取組ビジョンとして、中部圏のビジョンを踏まえ、市民、事業者、市がそれぞれ主体となって低炭素水素を積極的に導入し、取組を進めていくこととします。中部圏のビジョンでは、ステージ1、ステージ2といった段階的に取組を進めていくとしているため、本市も段階的に取組を進めることとします。

第 5 章	現在実施している燃料電池自動車に対する補助金やエネファーム導入に対する補助金を継続し、一定規模の水素需要を見込むことができる貨物自動車の燃料電池化についても市で補助制度を創設するなど支援を検討します。現状よりも水素需要を高めることで、まずは水素ステーションの充実など、快適に使用ができるインフラ整備及び水素供給価格の低減を図ってまいります。 第 2 段階として、商用車両も含んだ燃料電池自動車の普及により、市域において一定規模の水素需要を創出し、従前よりも水素が供給されやすい環境が整備されると想定します。次に、市内事業者に対して工場などへの水素利活用に関する意識醸成を図ってまいります。事業者全体の機運が高まり、大規模な水素需要が創出されることで、港湾部から需要地までの中継地点としての水素の貯留供給ハブの設置や、貯留供給ハブから需要地までのパイプラインの構築などを、中部圏水素アンモニア社会実装推進会議などと連携して取り組んでまいります。 104 ページをご覧ください。こちらは事務事業編、市の事業における水素利活用に向けた取組について説明いたします。これまで本市は地域に先駆けて燃料電池自動車を導入し、現在では計 3 台の燃料電池自動車を公用車として使用しております。こちらの燃料電池自動車は移動手段だけでなく、イベントや学習の機会でも使用しております。 先ほども述べましたが、乗用車だけでなく、一定規模の水素需要を見込む業務用車両についても燃料電池化を進めてまいります。これにより、市全体での水素利活用をさらに推進し、持続可能な社会の実現に向けた取組を強化してまいります。 具体的には、給食配送業務やごみ回収業務など、市が主体的に取り組む業務において、水素の社会実装を目指す市の責務として取り組んでまいります。また、公共施設においても、定置型の燃料電池や水素を直接燃料として使用する方法など、具体的な水素利活用を進めてまいります。 105 ページの第 5 章「気候変動の影響への適応」をご覧ください。こちらの章につきましては、今回の後期計画において初めて策定する内容となります。 106 ページをご覧ください。気候変動の緩和策として温室効果ガスを削減する取組はとても重要ですが、一方で既に進行する気候変動による影響に対して適応することも重要な取組となります。 そこで本計画では、緩和と適応の両輪で地球温暖化対策を図ることを掲げております。 110 ページをご覧ください。国では分野を 7 分野に分けてそれぞれの影響を分析し、適応策を検討しております。本市においても国と同様に 7 分野に対してそれぞれ適応策を検討することとします。 111 ページをご覧ください。7 つの分野のうち、本市において特に重点的に取り組む分野を選定いたしました。
--------------	---

選定基準として、国の報告書において重大性、緊急性、確信度が特に大きく、本市に存在する分野項目であり、本市において既に影響が生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野項目、そして本年度に実施した本市の職員によるワークショップにおいて、影響が大きい、あるいは取り組むことが重要だと意見が出された分野項目、これらの基準のもと、農業の水稻・果樹、自然災害の洪水・内水、健康の熱中症等を選定いたしました。

112 ページは、先ほど申し上げたワークショップの内容を記載しております。こちらの職員によって作成されたインパクトチェーンを次のページから掲載しております。

116 ページをご覧ください。7 分野のうち、先ほど申し上げた重点的に取り組むとした 3 分野について説明いたします。まずは農業分野について説明いたします。農業における水稻・果樹においては、高温障害による白未熟粒、着色不良やカメムシの被害などが本市においても既に影響が出ております。

119 ページのところに、重点取組としたものについて、今後の方向性を記載しております。具体的な取組として、農業分野においては、みよしの農業ふるさと活性化推進協議会などを活用して、農家などの関係者と気候変動による影響について情報を共有し、国が掲げる適応策を実施していくこととします。また、中長期的な取組として、国や県などの農業関係者と連携し、年度ごとの収穫した農作物の収量や品質を分析し、適応策の効果や課題を検証するとともに、改善方法について検討を行ってまいります。

これにより、農業分野における気候変動の影響を最小限に抑え、持続可能な農業の実現を目指してまいります。

128 ページをご覧ください。自然災害について説明いたします。こちら重点的な取組となっております。幸い近年では本市において大きな災害は起こっておりませんが、全国的には市民の人命を脅かす大きな災害が発生しています。本市においても、日頃の備えを十分に行い、将来に発生が懸念される災害に対して対策を講じる必要があります。

132 ページをご覧ください。今後の方向性について記載しております。短期的な取組としては、現行のハザードマップ及び自然災害対策に関する計画と、過去に起こった災害や将来的に予測される災害による被害状況を照らし合わせて、脆弱性が懸念される課題や改善すべき点を洗い出してまいります。

中長期的には、これまでに発生した自然災害による洪水や内水について、国や県などと連携して課題の検証を行うとともに、改善方法について検討を行ってまいります。

地域の防災力を高め、市民の安全を確保するための対策を強化することで、本市における自然災害のリスクを最小限に抑え、持続可能な地域社会の実現を目指していきます。

続いて、最後の重点的な取組とした健康、特に熱中症について説明いたします。138 ページをご覧ください。

(４) ディスカッション 近藤会長	それではディスカッションに入ります。計画に対してご意見がある方は、手を上げる機能を使用してカメラをオンにさせていただいてご発言をお願いいたします。
福田委員	公募市民の福田です。ヒートポンプの給湯器は大気の熱を利用することで、省エネと脱炭素に貢献する優れた技術です。また、昼間の太陽光発電の発電量が増えた際にエネルギーの平準化を図ることもできるため、地球温暖化対策としても有効です。本計画の中でヒートポンプの重要性が十分に反映されていないため、計画に追記してはいかがでしょうか。
濱林委員	これまで議論された内容が、計画に反映されているため、計画全般について特段異論はありません。 エコキュートの話に関しましては、非常に有効な設備と認識しておりますので、計画の中にエコキュートに関する言及があってもよいと考えます。
水谷ゼロカーボン推進室長	給湯に関する補助としては太陽光熱のみ行っており、エコキュートなどの電気給湯機に対する補助は現状行っておりません。エコキュートは高性能省エネ機器の一つとして計画の中に位置づけておりますが、エコキュートについて追記することを検討いたします。
片岡委員	今回の推進計画は 2030 年度までの計画となっておりますが、国の目標としては 2035 年、2040 年に向けた数値が今後国連に報告されるものと承知しております。これらの長期目標については、次回の計画改定時に計画に盛り込む方針でしょうか。 また、東邦ガスの水素製造の取組を計画内に記載いただいておりますが、2024 年 6 月に運用開始していますので記載の修正をお願いします。
福上主任主査	国の目標変更に向けた動向に関する説明を記載すべきか、国の目標値を計画に反映すべきかを現在検討しています。いずれにしても、国の目標をしっかりと反映させる形で計画を策定し、次回の計画改定時においても明確な目標を設定していく予定です。 東邦ガスの水素製造の取組につきましては記載を修正させていただきます。
杉山副会長	3 点コメントします。 まず、第 5 章の適応計画の部分です。非常に充実した内容にさせていただいてありがとうございます。みよし市としての適応計画としてふさわしいと思います。 続いて、PDCA の Check（評価）に世界首長誓約への 2 年ごとの報告を追記いただきたいです。 それから先ほど片岡委員がおっしゃっていた数値目標の件ですが、国の目標の引き上げを見込んで、2035 年に基準年度比 60%削減相当の将来目標を考えているということは非常に良いと思いました。もし来年の決定段階、もしくは国の目標が出てから計画の図の中にでも注釈などで 60%削減相当の数値であることがわかるようになっているとより良いと思います。この計画期間が 2030 年までの 6 年間ですので、その期間にいろいろなことが動いていくことも考えると、数値が明示されているとより良いのではないかと思います。 2 点質問です。

水谷ゼロカーボン推進室長	オフセットなどを含めたカーボンフリーの電気の外部調達のことがありました が、外部調達の基準などは今後市として作成されていくのでしょうか。優先順位 などを決めていくのでしょうか。 それから、カーボンニュートラルの電源などを購入した場合、それが削減量と してカウントされるのか、ゼロ以降の吸収の部分に書くのか、オフセットや吸収 量の部分をどう記載していくのか、そのあたりをお聞きしたいと思いました。以 上です。
近藤会長	ゼロカーボン推進室の水谷です。ご意見ご質問ありがとうございます。 まず、再生可能エネルギー由来の電力導入の優先度についてですが、建物の立 地条件などにもよるかと思いますが、まずは屋根置き太陽光などのオンサイト供 給による太陽光発電システムを優先します。スペースや耐震性の問題で難しい場 合にはオフサイト供給として敷地外での太陽光発電システムを導入します。それ らを検討した結果、難しい場合には再エネの電力メニューや再エネの電力証書を 活用した外部調達を考えていきます。外部調達の優先度については、費用対効果 を考慮した上で再エネ電力メニューを優先し、その後再エネ電力証書を検討する 形で進めてまいります。 もう一点、カーボンニュートラルの表記の仕方についてですが、現段階ではわ かりやすい表現としてカーボンニュートラルをゼロとしています。しかし、国や 県でマイナスの表記などが示されれば、それに従った形で表記に変えてまいり たいと考えています。以上です。
山田委員	先ほどの 2035 年目標の話についてですが、現在エネルギー基本計画でも議論が ありますし、その後、GX 実行会議で決まって公表されると思います。また、目標 値の 2013 年比 60%削減ということに加えて、エネルギーミックスの話も出てく ると思います。例えば、水素についてはアンモニアの話が出てきましたが、一方 でバイオエタノールの話も議論が始まっています。車の世界では、最近トヨタ自動 車が中日新聞などでバイオ由来のアルコールを導入するという話題が取り上げら れています。こういったものが 2030 年以降の議論として始まり、2035 年の国の 目標にも入っていくと思いますので、次回以降の 2035 年目標の時にこれらを加味 するのではないかと考えています。以上です。
水谷ゼロカーボン推進室長	太陽光パネルは 20～30 年使用できますが、一度設置したら機能が継続される という前提で計算されているのでしょうか。
山田委員	経年劣化による発電量の低減については、現状では考慮しておらず、機能が継 続する前提で計算しています。
福上主任主査	太陽光パネルの耐用年数は長いものの、例えばパワーコンディショナーなどは 10 年から 15 年ぐらいで交換する必要があります。太陽光発電を継続するための 補助金などは検討されていますか。 市の補助金を使って太陽光発電システムを導入した場合、太陽光パネルに対し て耐用年数を過ぎて更新される方については、補助の対象となります。 パワーコンディショナーの交換費用がかかるという声は承知していますが、現 状では補助はありません。

杉山副会長	次世代自動車の補助金は大型車や高級車なども対象に含まれるのでしょうか。車種に限定はあるのでしょうか。
福上主任主査	今は車種の限定はしていません。例えば、燃料電池自動車や電気自動車、プラグインハイブリッド車であれば、上限額はありますが、どんな車種であっても補助の対象としています。 補助金額をどう設定するのかについては議論しておりますが、現状は大型車や高級車を除外する方針の議論は行っておりません。今後、担当課である生活環境課と検討してまいります。
井口委員	パブリックコメントについてですが、産業部門の中で影響力の大きい特定事業所排出者が 24 事業所あり、製造業の排出量の中で 46%を占めているという説明がありました。パブリックコメントの本来の趣旨に反するかもしれませんが、その特定事業所排出者に特別に話を聞くことは、効果的であると考えます。 特定事業所排出者がみよし市が考えていることに賛同することが重要で、特定事業所排出者が取り組まないと削減が進まないと思います。
水谷ゼロカーボン推進室長	みよし市としてパブリックコメント手続要綱を定めておりますので、その要綱に基づきパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。計画を進めるに当たって、特定事業所排出者の削減は非常に大きなウェイトを占めておりますので、こういった方々のご意見は別の形で、必要に応じてお聞きしたいと考えております。
福田委員	コメントとして意見を発言させていただければと思います。推進計画をまとめていただきまして、すべての市民の方が気候変動を自分ごととして、実際に自分の行動や生活に取り込めたらいいなと思っています。第4回まで振り返って考えてみますと、気候変動が身近に感じられるようになってきました。熱中症や豪雨災害などの被害が目に見えてきています。適応策も考えていますが、こういう被害が出てくると、CO2 の排出自体が公害になっているのではないかと感じました。 公害というと、加害者が現状の回復や被害者の救済をするのが基本ですが、CO2 の場合はすべての人が大なり小なり加害者であり、被害者でもあるので、すべての市民の方が気候変動を自分ごととして取り組み、パブリックコメントに広く意見いただければと思います。みよし市の方から LINE でも発信されていますので、多くの方にコメントをいただけるような形をとっていただければと思い、最後に発言させていただきました。
野々山委員	1 点質問があります。太陽光パネルの処理についてみよし市としてどう考えていますか。 また、1 点コメントいたします。例えば小中学校の体操服について、今は小中学校で制服ではなく体操服で登校したり生活したりすることができると聞いています。しかし、特に女の子は下着が透けてしまうのを嫌って、夏でも長袖のジャージを着ることがあります。そうすると、冷房温度を下げなければならないことがあり、一見環境問題と関係ないところでも対応できることがあると思います。こういった内容を含めてパブリックコメントで意見を広く集めて議論したいと思います。

水谷ゼロカーボン推進室長	太陽光パネルの処理につきましては、平成 28 年と 30 年に解体・撤去、収集・運搬、処分に関する関係者の役割・留意事項をまとめた「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」が環境省により策定、公表されており、市もその必要性について認識しております。 今後につきましては、国や県で太陽光パネルのリサイクルについて議論されていますので、その議論を注視しながら、本市としても太陽光パネル大量廃棄時代を見据えて、適正な処理の周知方法や内容を検討してまいりたいと考えております。
近藤会長	太陽光パネルリサイクル法の議論が始まっており、拡大生産者責任ということで、太陽光パネルを製造した会社の責任も含めて、今後改修リサイクルや適正処理が考えられています。多分 30 年後には進むと思いますので、こういったものに従いながら、導入した太陽光パネルの回収リサイクル、そして適正処理が進むのかなと思っています。 他にご意見がなければ、これで締めたいと思います。事務局からお願いします。
水谷ゼロカーボン推進室長	本日はご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。次回の第 5 回みよしゼロカーボンシティ推進協議会は、令和 7 年 2 月 27 日木曜日に対面式で開催させていただきます。資料につきましては、改めて送付させていただきます。ご予定をいただきますようお願い申し上げます。以上をもちまして、令和 6 年度第 4 回みよしゼロカーボンシティ推進協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。